

北海道高等学校PTA連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道高等学校PTA連合会会則第3条(7)の定めに基づき、顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(団体表彰)

第2条 前年度の総会・北海道高等学校PTA連合会大会の主管校を務めた単位PTA（以下「単P」という）を「功績団体」として表彰する。

2 前項に該当しない単P及び教育関係団体の特別顕著な功労等について、表彰することができる。

(個人表彰)

第3条 次の各号に該当する者の退任時に表彰する。

(1) 本会会長を「特別功績者」として表彰する。

(2) 本会の副会長、監事、理事を「功績者」として表彰する。

(3) 単Pで会長経歴があり、3年以上にわたって顕著な功労が認められる役員に「感謝状」を贈り表彰する。

(4) 前各号以外の個人の特別顕著な功労等について、表彰することができる。

(表彰手続き)

第4条 本規程第2条の「功績団体」は、理事会が審査し、会長に具申する。

第5条 本規程第3条第1号の「特別功績者」及び第2号の「功績者」は、理事会が審査し、会長に具申する。

第6条 単Pが、本規程第3条第3号に該当する単P役員の退任時に「北海道高等学校PTA連合会表彰（感謝状）推薦書」（別記様式）を本会に提出した場合は、理事会が審査し、会長に具申する。なお、提出期日等は別に定める。

第7条 理事会は、本規程第2条第2項に該当する単P、教育関係団体及び第3条第4号に該当する個人の特別顕著な功労等を審査し、会長に具申することができる。

(表彰の決定)

第8条 会長は理事会の具申を受け、表彰団体と表彰者を決定する。

(表彰の公表)

第9条 表彰団体名、表彰者名は会員に公表する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、総会と同時に開催される北海道高等学校PTA連合会大会開会式で行うものとする。ただし、特別な事情のある場合は随時行うことができる。

(全国高P連の表彰)

第11条 全国高等学校PTA連合会表彰規程に該当する被表彰者等を推薦する場合は、理事会の審査を経て会長が決定する。

(補則)

第12条 会則第31条第2項の規定に基づきこの規程を改正することができる。

附 則（平成27年2月21日議決）

1 この規程は、平成27年2月21日全面改正し、同日から施行する。

附 則（平成27年7月25日議決）

1 この規程は、平成27年7月25日一部改正し、同日から施行する。

附 則（平成30年5月19日議決）

1 この規程は、平成30年5月19日一部改正し、同日から施行する。

附 則（平成30年12月8日議決）

1 この規程は、平成30年12月8日一部改正し、同日から施行する。

附 則（令和2年6月20日議決）

- 1 この規程は、令和2年6月20日一部改正し、同日から施行する。

別記様式

北海道高等学校PTA連合会表彰（感謝状）推薦書	
ふりがな	
氏名	
該当条項	北海道高等学校PTA連合会 表彰規程 第3条 第3号
単 P 役 員 歴	会長 年 月 日 ~ 年 月 日（年間）
	副会長 年 月 日 ~ 年 月 日（年間）
	監事 年 月 日 ~ 年 月 日（年間）
	その他 年 月 日 ~ 年 月 日（年間）
退任年月日	年 月 日
北海道高等学校PTA連合会表彰規程第6条の規定に基づき上記のとおり推薦する。 令和 年 月 日 支部名 _____ 支部 学校名 _____ 会長名 _____ 校長名 _____ 北海道高等学校PTA連合会会長 様	

※留意事項

- 1 単Pで会長経験があり、3年以上にわたって顕著な功労が認められる役員の退任時に表彰する。
- 2 「氏名」は、旧漢字、新漢字等を確認の上、楷書で記入すること。
- 3 会長退任後、後任者が未定の場合は、代務者及び校長が推薦する。